

| | | |
|--|-----|-----|
| 亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、センドュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシハブタイド、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、リン酸タイロシン | (略) | (略) |
| 亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、センドュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシハブタイド、バージニアマイシン、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、硫酸コリスチン、リン酸タイロシン | (略) | (略) |

附 則

この省令は、平成三十年七月一日から施行する。

○国土交通省令第七十三号

道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二十二条の二第一項及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十六条第一項（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十八日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 齋藤 健

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）

第一条 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------------|-----------------|-----------------|----------------------------|-----------------|-----|---|----------------------|---------------|-----------------|----------------------------|-----------------|-----|
| <p>2 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="172 224 308 456"> 一般乗用旅客自動車運送事業 (略) </td> <td data-bbox="172 456 308 880"> 事業用自動車 (略) </td> <td data-bbox="172 880 308 1093"> 事業用自動車の数 (略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 456 308 880"> 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する 二百両 </td> <td data-bbox="172 880 308 1093"> 事業用自動車の数 (略) </td> <td data-bbox="172 1093 308 1128"> 二百両 </td> </tr> </table> | 一般乗用旅客自動車運送事業 (略) | 事業用自動車 (略) | 事業用自動車の数 (略) | 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する 二百両 | 事業用自動車の数 (略) | 二百両 | <p>2 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="172 1169 308 1402"> 一般乗用旅客自動車運送事業 (略) </td> <td data-bbox="172 1402 308 1825"> 事業用自動車 (略) </td> <td data-bbox="172 1825 308 2038"> 事業用自動車の数 (略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1402 308 1825"> 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する 三百両 </td> <td data-bbox="172 1825 308 2038"> 事業用自動車の数 (略) </td> <td data-bbox="172 2038 308 2072"> 三百両 </td> </tr> </table> | 一般乗用旅客自動車運送事業 (略) | 事業用自動車 (略) | 事業用自動車の数 (略) | 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する 三百両 | 事業用自動車の数 (略) | 三百両 |
| 一般乗用旅客自動車運送事業 (略) | 事業用自動車 (略) | 事業用自動車の数 (略) | | | | | | | | | | | |
| 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する 二百両 | 事業用自動車の数 (略) | 二百両 | | | | | | | | | | | |
| 一般乗用旅客自動車運送事業 (略) | 事業用自動車 (略) | 事業用自動車の数 (略) | | | | | | | | | | | |
| 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する 三百両 | 事業用自動車の数 (略) | 三百両 | | | | | | | | | | | |

（安全管理規程を定める旅客自動車運送事業者の事業の規模）
第四十七条の二 法第二十二条の二第一項の国土交通省令で定める規模は、次の表の上欄に掲げる事業の種類に応じ、同表中欄に掲げる事業用自動車の数が、同表下欄に掲げる数であることとする。

（安全管理規程を定める旅客自動車運送事業者の事業の規模）
第四十七条の二 法第二十二条の二第一項の国土交通省令で定める規模は、次の表の上欄に掲げる事業の種類に応じ、同表中欄に掲げる事業用自動車の数が、同表下欄に掲げる数であることとする。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)
 第二条 貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(安全管理規程を定める貨物自動車運送事業者の事業の規模) 第二条の三 法第十六条第一項(法第三十五条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。)の国土交通省令で定める規模は、事業用自動車(被けん引自動車を除く。)の数が二百両であることとする。</p> | <p>(安全管理規程を定める貨物自動車運送事業者の事業の規模) 第二条の三 法第十六条第一項(法第三十五条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。)の国土交通省令で定める規模は、事業用自動車(被けん引自動車を除く。)の数が三百両であることとする。</p> |

附 則

- (施行期日)
 1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。
 (旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正に伴う経過措置)
 2 この省令の施行の際現に一般乗用旅客自動車運送事業(その事業の規模が第一条による改正前の旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の二第一項に規定する規模未満であつて第一条による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の二第一項に規定する規模以上であるものに限る。)を経営する者は、同項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から三月以内に、安全管理規程の設定の届出及び安全統括管理者の選任の届出をするものとする。
 (貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正に伴う経過措置)
 3 この省令の施行の際現に一般貨物自動車運送事業(その事業の規模が第二条による改正前の貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「旧規則」という。)第二条の三に規定する規模未満であつて第二条による改正後の貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「新規則」という。)第二条の三に規定する規模以上であるものに限る。)又は特定第二種貨物利用運送事業(旧規則第三十四条において準用する旧規則第二条の三に規定する規模未満であつて新規則第三十四条において準用する新規則第二条の三に規定する規模以上であるものに限る。)を経営する者は、同条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から三月以内に、安全管理規程の設定の届出及び安全統括管理者の選任の届出をするものとする。
- 国土交通省令第七十四号
 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第十五条の三第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため道路運送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十九年十二月二十八日
 国土交通大臣 齋藤 健
 国務大臣 齋藤 健
- 道路運送法施行規則の一部を改正する省令
 道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(事業計画) 第四条 (略) 2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。ただし、当該路線図について第九条の二に規定する地域公共交通会議又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第六条に規定する協議会(第九条の三第一項第二号から第五号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下単に「協議会」という。)における協議を経たときは、その添付を省略することができる。 一〇五 (略) 3 (略) 4 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。この場合において、第二項ただし書の規定を準用する。 一〇六 (略)</p> | <p>(事業計画) 第四条 (略) 2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。 一〇五 (略) 3 (略) 4 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。 一〇六 (略)</p> |